

平成29年第10回辰野町議会定例会会議録（16日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成29年12月19日 午後2時開議
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	小澤睦美	2番	向山光
3番	熊谷久司	4番	山寺はる美
5番	篠平良平	6番	中谷道文
7番	宇治徳庚	8番	成瀬恵津子
9番	瀬戸純	10番	宮下敏夫
11番	根橋俊夫	12番	垣内彰
13番	堀内武男	14番	岩田清

5. 会議事項

- 日程第1 議案第1号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第2号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第5号 平成29年度辰野町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第3 議案第7号 平成29年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第12号 平成29年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第15号 平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 請願・陳情についての委員長報告
- 日程第7 議員提出議案の審議について

発議第1号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出について

発議第2号 受動喫煙防止法制定を求める意見書の提出について

日程第8 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	一ノ瀬 元 広
まちづくり政策課長	加 藤 恒 男	住民税務課長	伊 藤 公 一
保健福祉課長	小 澤 靖 一	産業振興課長	一ノ瀬 敏 樹
建設水道課長	西 原 功	会計管理者	小 野 耕 一
こども課長	武 井 庄 治	生涯学習課長	原 照 代
辰野病院事務長	今 福 孝 枝	社会福祉協議会事務局長	赤 羽 昇

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	赤 羽 裕 治
議会事務局庶務係長	田 中 香 織

8. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第11番	根 橋 俊 夫
議席 第12番	垣 内 彰

9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

議会最終日となりました。よろしくお願ひいたします。定足数に達しておりますので、第10回定例会第16日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第1号、辰野町議会議員の議員報酬

及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について。議案第2号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。議案第16号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について。以上、3議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、熊谷久司議員より報告を求めます。

○熊谷（3番）

本定例会初日に当委員会に付託されました、議案第1号と議案第2号及び議案第16号についての審査結果を報告いたします。12月13日午前9時から総務産業常任委員会室において同委員会を開催し全委員出席のもと町長挨拶の後、総務課担当者にこの3議案についての説明を、内容説明を求め次に質疑を行いました。議案第1号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について報告いたします。総務課からの説明では町、議会議員と常勤の特別職職員の期末手当を年間0.05ヶ月引き上げるもので、これは一般職の手当改正を踏まえたものであるとのことでした。質疑等では人事院勧告に沿ったものであり、特に反対する理由はないとの意見があり、ほかに質疑がなく採決の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。議案第2号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について報告いたします。総務課からの説明では人事院勧告に準じ、給料表を400円引き上げこれを基準にした改定案であること。ただし初任給については1,000円、若年層についても同程度の引き上げであること。また年々業務が高度化する中、今回給料表に7級を追加する案であるとのことでした。期末手当、勤勉手当に関しては年間支給月数を0.1ヶ月引き上げるものとのことでした。質疑では1、給料表に7級を追加するにあたり、特に重要な業務にあたる課長職をとのことだが、それは誰が判断するのかとの質問に対し、町長が決めるとの答弁でした。2、新卒の初任給設定においてまだまだ低く感じるが他市町村と比較し、格差がな

いかとの質問に対して、人事院勧告に沿っているため特別な差はないとの答弁でした。ほかに質疑がなく採決の結果全会一致にて可決すべきものと決しました。議案第16号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について報告します。総務課からの説明では、たつのパークホテルの来年度から5年間の指定管理者の公募に対し応募のあった2社から現行の株式会社グリーンハウスを選択したことについて、選定したことについて、この経過説明と内容報告が詳細にありました。質疑では1、グリーンハウスから出された収支計画では年50万円程の納付金が計上されているとのことだが、これはどういうものなのかとの質問に対し、最終的に出た利益の2割を目安に町に納付する計画書であったとのことでした。2、選出から漏れたもう1社について上伊那での実績がある事業所なので、ほかの施設の指定管理者候補として大事に扱っていくべきであるとの意見が出されました。ほかに質疑がなく採決の結果全会一致にて可決すべきものと決しました。審査結果は以上のとおりでございます。

○議長

ここで委員長報告に対する質疑討論を行います。ございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第1号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第2号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長

報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第16号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。日程第2、議案第5号、平成29年度辰野町一般会計補正予算(第5号)を議題いたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

○向山(2番)

4点になろうかと思いますが、質問いたします。まず、ページでいきますと8ページになりますが、歳入の学童クラブの保育料についてであります。過年度未収金ということで計上されてますけれども、現在の過年度未収金の状況はどのくらいあるのか。そしてこれは口座振込みで徴収しているかと思いますが、その部分についても確認したいと思います。

それから15ページになります。一般管理事務の委託料、安全衛生業務委託料26万ですが、この増額の内容についてお聞きしたいと思います。

19ページになります。社会福祉総務事務の扶助費、身体障害者等支援事業の扶助費であります。5,580万円の障害者医療費の増額、ちょっと金額が大きいのでこの内容についてお聞きしたいと思います。

最後に33ページになります。教育費の辰野中学校大規模改造事業、中学校の普通教室棟特別教室棟の大規模改造工事ということですが、この大まかな内容についてお聞きしたいと思います。以上です。

○こども課長

向山議員の質問にお答えいたします。まず、8ページの関係でございます。学童クラブの過年度の未収金の関係でございますけれども、過年度分昨年までの未収金が6人、4万8,000円の未収がございました。今日まで収入済みは3人、2万5,000円の収入がございました。残る未収が3人の2万3,000円となっております。この収入への追加分の補正でございます。先ほどの質問の中にありました、口座振替でという話でございましたけれども、口座振替で行っております。ただし、口座の残高が不足をされていて落とせなかったもの等がございまして、この過年度分の未収金が発生しているわけでございます。今後、扶助手当等からの徴収を進めまして、完納を目指す予定でございます。

次に33ページの関係でございます。辰野中学校の普通特別教室棟の大規模改修工事の概要でございます。辰野中学校の第4棟と言われている校舎でございますが、柔道場があります体育館、第2体育館の北側の建物、奥の方の建物になります。鉄筋コンクリートの3階建てで、延べ床面積は2,241平米でございます。これに渡り廊下の146平米を追加する工事となっております。この建物でございますが、3階にはパソコンルーム他倉庫、それから2階には2年生の教室、5クラスありますけれどもこれが入っております。1階は技術科室、音楽室等が並んでいる建物でございます。工事の概要でございますけれども、大規模な改造工事ということで今回建物全体を工事の対象としております。屋根の前面の葺き替え、外壁の改修、それからパソコンルームへのエアコンの設置、これに伴うキュービクルの変更もでございます。これ以外に高架水槽の撤去を予定しております。それに合わせて新給水施設の設備の増設も考えております。各部屋のサッシの全面の改修、それから全てのお部屋のLED化を考えております。総額2億円の工事となる予定でございます。概要は以上でございます。

○総務課長

それでは15ページをお願いいたします。ご質問の安全衛生業務委託料26万円に

つきましては、産業医に支払う委託料をお願いするものでございます。労働安全衛生法では労働者数50人以上の事業所は産業医1名を選任しなくてはならないことになっております。産業医というのは事業所において労働者の健康管理等につきまして専門的な立場から労働安全衛生法及びその他の規則に基づき指導、助言を行う医師を言います。町では毎月毎月、安全衛生委員会を開催し指導をいただいております。また、ストレスチェックの実施者としての業務とストレスチェック実施後の面接指導の業務をお願いすることになります。これまで辰野病院の産業医の資格のある医師をお願いをしてみましたが、都合によりできなくなりここで新たに選任することになりました。現在の町の職員数は430人でございます。長野県産業医報酬基準に当てはめると月額7万円となりまして、その3ヶ月分を見込んであります。また、ストレスチェックに基づく相談・面接費用5万円を計上してございます。なお産業医につきましては両小野診療所の医師をお願いする予定でございます。以上です。

○保健福祉課長

それでは19ページの社会福祉費のうち事業コード0309、身体障害者等支援事業のうちの扶助費5,580万円について説明申し上げます。障害者自立支援給付費事業でございますが、これは前年度の実績を基に当初予算を立てております。前年度の実績でいきますと、延べ約2,700人に対して2億7,000万円の当初予算を立てたところでございますが、この度、国庫負担金の所要額調査がありまして、4月からの実績を基に来年3月までの見込みを計算しましたところ約250人の延べ人数の増5,100万円が不足という見込みでございます。主なものにつきましては障害福祉サービスのうち、居宅介護、これはホームヘルプですが、これの利用者の増、さらにグループホームを利用される方が増えておりまして、増加の主な原因、要因となっております。続きまして、障害者医療費でございますけれども月額40万円ほどの医療がかかる方が更正医療の対象になりまして、12ヶ月480万円の補正をお願いしたところでございます。以上です。

○議 長

よろしいですか。そのほかございませんか。

○堀内（13番）

19ページをお願いしたいんですが。社会福祉総務費の中の福祉タクシーとバスの利用状況という形で載っかかります。で、これも140万ですけれども、ここでまあ追加になった要因は何かということと、福祉タクシーとバスの関係の利用の扶助費の関係の内訳等を含めてお知らせ願いたいと思います。

それと、29ページです。社会資本総合事業の関係で委託料の関係で橋梁の定期点検が今回計画されました。で、一応まあ800万円ってことですが、これはどこの場所で行われるのかってことと、あとこれをやることによってあと未点検の場所ってというのはどの程度あるのかの確認をお願いしたいと思います。それとあと、これはたぶんだと思いますが、県の補助率の関係については55%という形でいいのかどうか確認したいと思います。あと、33ページですけれども、今、向山議員の方から話がありました内容で、とりあえずまあ大型の中学校の関係の改修工事を行うという形の状況ですが、この予算的な内容ですね、国からの補助はたぶん財源を含めて、っていうか町の方の公債、社債は全部で1億4,000万載っかっていますが、そのほかの予算っていうのはどういう形の予算付けになるのか。それとあとまあ今言いましたように、2年生がその校舎の中にあるということですので、工事をするについて支障がないような方策を含めてどう考えてるのかお聞かせ願いたいと思います。

○保健福祉課長

まず、19ページの福祉タクシー・バス券のことについて説明させていただきます。当初予算ではですね、対象者約500強くらいを見込みまして、その内、申請していただく方を300人と見込んでおります。年間最大24枚交付できますので、まあ7,200枚が対象になるわけですが、当初予算ではこれをまあ50%程度ということで見込みました。今回利用率等みまして70%に利用率を見込み直しまして、140万円の不足を生じたところでございます。それからタクシーとバスの利用の内

訳でございますが、タクシー券につきましては7月から新年度のものを交付しておりますので7月以降の実績で申し訳ありませんがよろしく申し上げます。7,142枚を交付した内、2,216枚の使用がありました。タクシーの利用が186万円、それから町営バスに交換した分が35万6,000円、合計221万6,000円でございます。以上です。

○こども課長

それでは堀内議員の質問にお答えいたします。初めに学校内での中学校の工事に関わる事業関係でございますけれども、いながらの工法って言いますか、空き教室を利用したの工事をする予定で仮設の校舎を作ったりという予定はございません。学校側と打ち合わせをする中で、12月中のお引越しをしていただくということで、2年生の生徒の皆さんは第3棟の方に移っていただく引越しを今年中に行なって始めていただいております。それに関わる補正予算もこの予算内の中に盛っております。それから上から順番に工事を進めて行くということで、まずは3階からできあがり次第、校舎に戻っていただくということでその都度竣工検査しながら供用開始をしていきたいと考えておりますので、学校内での全て完了と考えております。以上です。

○建設水道課長

はい。それでは橋梁点検の件でございますが、今回の補正予算におきましては21橋点検する予定でございます。それとあと来年なんですが残りの16橋ありまして、その内4橋がNEXCOに架かってる橋でございます。全体で383橋を5年間で分けて点検するというのでございますので、残りあと16橋残っております。以上でございます。それと、補助率につきましては55でございますのでよろしく願いいたします。

○こども課長

それでは堀内議員の財源確保の関係についての説明を申し上げます。補正予算の7ページ、ちょっと待ってください。まずは5ページをご覧ください。これも地方

債の補正ということで、このページにつきましての追加の3件は全て辰野中学校の大規模改造事業に関する内容でございます。こちらの方は起債関係でございます。次に7ページをご覧ください。こちらの方の10番の教育費でございますが、こちらの方の国・県支出金、それから地方債その他のそれぞれ内訳がここに載っておりますが、国・県の支出金と地方債がここに入っているもので、こちらの方が中学校の改造に関わるものでございます。次に歳入ページの9ページをご覧ください。教育費の国庫補助金でございますけれども、この補正額の4,604万円が今回の施設環境改善交付金ということで中学校の大規模改造に関する交付金として収入、国庫から受けるものでございます。また、13ページをご覧ください。町債でございますけれども、こちらの方が1億4,140万円の補正をみさせていただく、それぞれの金額でそれぞれ中学校の大規模改修工事の整備費と一般の整備費の内訳となっております。以上でございます。

○議長

よろしいですか。そのほかございませんか。質疑討論を終結します。これより議案第5号、平成29年度辰野町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。日程第3議案第7号、平成29年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題いたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑討論を終結いたします。

○向山（2番）

この不用減額でですね、法適化準備固定資産台帳整備の不用減額ということに

なってるんですが、まあ不用減額っていうことになると事業が完了したのかなというふうにも思えるのですが、この台帳整備の進捗状況についてお聞きします。

○建設水道課長

はい。当初ですね、29年度で全てこの固定資産の関係の台帳整備を行うわけだったんですが、資産の評価及び計算また現地調査など含めて精度の高い資産台帳整備を行うということで、29年度から31年度、3ヵ年に分けてやることになりましたので、今年度分のできる範囲で減額させていただいた次第でございます。ですからあと2年かかるような予定でございます。

○議 長

よろしいですか。そのほかございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第7号、平成29年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。日程第4、議案第12号、平成29年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結します。これより議案第12号、平成29年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。日程第5議案第15号、平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結します。これより議案第15号、平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。日程第6、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に総務産業常任委員会へ付託となりました、陳情第17号、9条を死文化させる自衛隊明記の自民党改憲案による発議に反対する陳情。陳情第19号、種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情。議案、陳情第20号、米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情。以上3件について総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、熊谷久司議員より報告を求めます。

○熊谷(3番)

本定例会初日に当委員会に付託されました陳情第17号、第19号、第20号の3件についての審査結果を報告いたします。12月13日午前10時15分から総務産業常任委員会室において委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。以下その概要を報告いたします。陳情第17号、9条を死文化させる自衛隊明記の自民党改憲案による発議に反対する陳情。審査における意見は1、国会でまだ発議されていない段階での陳情には賛成できない。2、自民党の案に対する陳情を取り上げれば他の党の案も全て取り上げることになってしまうとの意見が出され採決の結果全会一致で不採択

すべきものと決しました。陳情第19号、種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情について報告します。審査における意見は1、突然廃止が決まった法律であり背景にTPP交渉があると考えられる。2、種子法廃止により民間企業の進出や多国籍企業の影響が大きくなり、ロイヤリティー支払いの問題が心配される。3、この陳情に反対する理由がない。どのように種子の安定供給を守って行くかチェックして行かなければならない。審査における意見は委員全員が提出者に賛同できるとなり採決の結果、全会一致で可決採択すべきものと決し別途意見書を発議することに決しました。陳情第20号、米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情について報告いたします。この陳情審査にあたり総務産業、もとい、総務振興、失礼しました。産業振興課には米の政策の制度見直しについて説明を求め米の直接支払交付金が来年度から廃止になることから懸念される米価下落の対策として新たに施行される収入保険制度の説明がありました。審査における意見は1、米価が下落した際の所得保障制度は必要である。と、必要である。2、国の目指している農業政策が見えてこない中で陳情者の趣旨は理解できる。3、この陳情者が行う米価下支え制度がどんなものか不明である。以上の3点の意見が出され採決の結果、賛成1、反対2、趣旨採択3で趣旨採択に決するものと決しました。以上、陳情3件の委員会審査結果は以上のとおりでございました。

○議長

ただいまの委員長報告に対し陳情第17号、9条を死文化させる自衛隊明記の自民党改憲案による発議に反対する陳情について質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより陳情第17号、9条を死文化させる自衛隊明記の自民党改憲案による発議に反対する陳情を採決いたします。お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は不採択です。よって原案について起立により採決いたします。陳情第17号、9条を死文化させる自衛隊明記の自民党改憲案による発議

に反対する陳情を採択するに賛成の方はご起立願います。

(起立 1人)

○議長

起立少数です。よって陳情第17号は不採択とすることに決しました。次に陳情第19号、種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情について質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより陳情第19号、種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情を採決いたします。お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって陳情第19号は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第20号、米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情について質疑を行います。ありませんか。

○根橋(11番)

1点だけお伺いしたいと思います。先ほどの報告ではまあ内容が3つに分かれたということで、特にその中で最終結論になっております、趣旨採択の理由というのがまあその国の政策が見えてこないとかまああるいはまあ制度、この陳情者の求めている制度の内容ってのがよく分からないってことで、まあ趣旨は分かるが要するに意見書は出さないということなんですけれども。ほかにそのいわゆる趣旨採択ということで意見書は出さないという積極的な理由についての何かご意見というのはあったのでしょうか。

○熊谷(3番)

今回、採決にあたりまして、まず採択、不採択、採択と不採択の2者で採決を取

ろうとしました。しかしながらそこで趣旨採択を加えるよう意見が出されまして、それに対し賛同者が出たため採決方法を採用、不採択それから趣旨採択の3通りから選定する方法を取りまして採決をとりました。その趣旨採択を求めるにあたって加えるまあ趣旨採択の項目を加えるにあたって、やはり全体的には趣旨は賛同できるがその不明確な点が多く、色々こう理解がこう腑に落ちない部分が多く趣旨採択をしたいという提案でございました。以上です。

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。根橋議員、反対ですか、賛成ですか。

○根橋（11番）

はい。委員長報告に反対の立場から討論したいと思います。2点あります。1点目は今の趣旨採択ということにつきましては、これ以前もほかの案件で討論したことがございますけれども、当議会では前期議会運営委員会であったかと思っておりますけれども、極力あの陳情については採択ないしまあ不採択ということで趣旨採択のような形の曖昧な形をとらないということであったので、まあ今回もその点は結局、趣旨採択ということは陳情者が一番求めている意見書はまあ出さないということですので、やはり曖昧なことになり適切ではない。特に今のお聞きしますと、理由が言ってる事が分からないということですが、それは自分達が調べればいいことであって、もしそういうことであればさらに継続審査をする中で閉会中の委員会審査を行い慎重な審議をして行くべきではなかったかという意見をまず1点述べたいと思います。次に本論の内容に入りたいと思うんですけれども、今年産の米をめぐる情勢というのは非常に複雑になってきております。作柄を示す作況指数は今日も発表ありましたが、最終県内101となっておりますけれども、町内生産者の実情というのはまあ前年比で横ばいないしやや不良というふう聞いております。一方でこの販売面ではJA上伊那の米の販売というのは堅調でありまして、販売額は前年対比で最終生産金額というのが玄米60キロ当たり約1万4,000円と前年比1,000円ぐらい高くなるのではないかというふうに見通しもあります。一方でこの生産費

についてみますと、肥料や除草剤を含む農薬などはほぼまあ横ばいというふうに推移はしてるものの、まあ軽油、ガソリン等の燃料費が高騰をし生産費は上昇しております。また、平成25年まで10アール当たり1万5,000円交付をされておりました、戸別所得補償交付金は平成26年から半額の10アール当たり7,500円に減額され、まあこうした政策が米作の経営を圧迫いたしまして経営意欲を削ぎ、その結果まあ米作を辞める農家がまあ続出し、当町でも小野地区など中山間における優良田の荒廃も目立つようになってきております。私事で恐縮ですけど、私は現在1.8ヘクタールの田んぼで米を作っておりますけれども、こうした経営規模拡大の動機というのは近所の米栽培を辞めざる終えない方々からの依頼に応じているというのが大半でございます。ところで今年の米栽培の損益計算はどうなっているかと言うに申し上げますと、現在精査中ですがけれども、私の経営を例にいたしますと、1.8ヘクタール規模で今年は約1割の減収のために交付金を入れても約210万円の収入に対し肥料が約40万円、除草剤等の農薬が約20万、苗が約38万、燃料光熱費が約15万、賃金が約70万、修理費が約12万、その他雑費が約5万円ということで、これ直接支出や経費で約200万円となります。ここから減価償却費を差し引くと全くの赤字となり、私の労賃はまあ0ということになってしまいます。もし田植えから稲刈りなどの主な作業を営農組合等に委託した場合は、全くの赤字経営でこうした零細規模農家は多いというふうに思います。ところが政府は平成30年度からは7,500円の交付金を廃止をし、価格の下支え政策は行わず、まあ野菜などと同様に市場に全てを委ねるという政策を取ろうとしています。今後は米を輸出すればよいなどと言ってますけれども、日本の米は価格は高く輸出競争力がないことが自明であり、まあ米に対する基本的政策というのは国内で米を安定的に生産をし、水田と農家経営を守って水田農業が果たしてる多面的機能を維持していくという課題に対応した政策でなければならないと思います。まあ欧米諸国でも例えば、日本と農地需要が似ているまあスイスでは自然保護団体の提案により農業の多面的機能に対する直接支払いを農業政策の基本とすることを国民投票で決定し、国民の支持の下に農家経営を守り食糧自

給率を高め国土を守っているということですが、こうした政策はまあ先進諸国EUアメリカ等の先進諸国に共通した政策となっております。まあ以上から今必要なことは本陳情の通り、米を安心して作ることができる制度を国が確立をして行くことだと考えます。よって本陳情は採択をし意見書を提出すべきだと考えます。

○議長

次に賛成者の発言を許可しますが、ございませんか。

○小澤（1番）

委員長報告に賛成の立場から討論させていただきます。この陳情の趣旨につきましては、先ほど委員長報告にありましたように、平成30年産米から直接支払交付金がなくなることにより稲作農家の経営を下支えしてきた制度がなくなること、また同じく平成30年産米からの政府による生産調整の廃止が米価の不安定要因になるのではないかという懸念から政府関係機関に米の不足払いなどで生産費を償う米価下支え制度を確立することを強く求める意見書を提出していただきたいとの陳情です。これらの不安要因に対する対応として、政府は平成26年から29年にかけて米政策として、水田活用の直接支払交付金の充実等を進める中で、定着状況をみながら30年産米を目処に生産者は行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた生産を行うことになるとし、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組みを進めてきたとしています。ちなみに辰野町においても町からの資料によりますと27年、28年、29年産米の直接支払交付金申請者はほとんどがたつの営農で辰野町の大規模米農家3軒は、交付金支払要件の生産数量配分以内に該当しないため交付金は受け取っていないとのことです。このことは農地の集積を図り独自の販売を確保することにより、国が言うところの行政による生産数量目標の配分に頼らなくても、需要に応じた生産を行うことになるとの実例ではないかと思えます。また国は、ならし対策と言われる米価等が下落した際に、収入を補填する制度を生産数量目標の配分がなくなる平成30年産以降も

セーフティーネット対策として担い手経営安定法に基づき実施するとのことです。このことは陳情にいうところの平成30年からの政府による生産調整の廃止も米価の不安定要因になりかねませんという、不安要因に対する対策ではないかと思います。このような国の対応策をみたとき、陳情にいうところの国が何もしてないから米の不足払いなどで生産費を償う、米価下支え制度の確立がさらに必要か考えさせられます。しかし私も少しは農業を行っている中で、過去の国の米対策、米政策が生産者のために本当に活かされたかどうかを検証したとき、陳情のいうように不安も禁じえません。いずれにしましてもこの陳情は平成30年度からの政策に対する陳情であり、国が30年度からこうやって行きますという政策に対し、不確定要素が多く現段階ではできないと決め付けるわけにもいかず判断が難しいところです。したがって辰野町議会、先ほど言われましたが、議会会議規則第91条、委員会は請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない（1）採択すべきもの、（2）不採択とすべきものとの規定がありますが、今陳情については採択、不採択の二者択一でなく、陳情や請願の意味を活かすために、あまり好ましくないと言われる中、過去には辰野町議会においても議決結果として採用し全国的にもまだ多くの議会が議決結果として取り入れている趣旨採択、内容や趣旨は理解できるが直ちにこれを執行せよという拘束力は持たせず状況によって農政に反映させてはどうかという意味から趣旨採択が妥当と判断し、趣旨採択に賛成いたします。以上です。

○議長

ほかにありませんか。討論を終結します。これより陳情第20号、米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

（起立 9人）

○議長

起立多数です。よって陳情第20号は委員長報告のとおり決しました。次に福祉教育常任委員会に付託となりました、請願第18号、受動喫煙防止法に関する請願書について。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、垣内彰議員より報告を求めます。

○垣内（12番）

それでは報告をいたします。本定例会初日、当福祉教育常任委員会に付託されました、請願1件について12月13日9時より福祉教育常任委員会室において委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。付託された請願は第18号、受動喫煙防止法に関する請願書であります。提出者は一般社団法人日本禁煙友愛会会長馬場一二氏であります。請願趣旨はWHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドラインを十分考慮した受動喫煙防止のための法整備を早期実現するため次期国会において受動喫煙防止法が可決成立するよう国に対し意見書を提出するよう求めるものであります。紹介議員によるWHOたばこ規制枠組条約第8条及び実施のためのガイドライン等の資料の提示、説明を受け審議に入りました。状況説明では枠組み条約について我が国は2004年に署名、2005年にこの条約の効力が生じ、我が国についても効力が発生しているとのことでした。たばこの煙にさらされることで死亡・疾病・障害を引き起こすことが科学的に証明されていることを認識し屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の居酒屋等でも受動喫煙をどこまで制限するかが現在焦点になっています。そうした中、厚生労働省は30平方メートルを超える施設での全面禁煙を法律化する予定でしたが、業界等の反対から150平方メートルを区切りにするように変わってきています。WHO担当者の視察では現在日本は国際的に最低レベルだという評価を与えられてしまっています。請願書の中では具体的な法規制について書かれていませんが、とにかくガイドラインに沿った法整備をと求めているものであります。審議の中での主な意見は請願書では規制対象となる店舗面積については書かれていないようだがとの質問に対し、都道府県市町村で意見書を出しているが具体的な面積については、ばらつきがあるとの説明でありました。他府県の例

はどうかとの問いに対して、沖縄県議会の意見書では飲食宿泊等観光施設等のサービス業を営む事業者に対する措置については十分配慮することとなっており、また大阪市議会では喫煙の規制に伴い、喫煙専用室や喫煙スペースの設置など分煙化対策を講じること、あるいは屋内における規制においては喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店へ配慮すること、となっておりWHOのガイドラインからは少し緩い条例となっているとの説明がありました。また、受動喫煙が原因で年間1万5,000人が死亡するとの根拠はあるのか、むしろ喫煙による死亡者数の方が重大ではないかとの意見に対し、日本では受動喫煙が原因で年間1万5,000人が死亡という2015年の国立がん研究センターからの報告によるものとの説明がありました。また、肺がんばかりでなく胃がん、食道がんの原因となるリスクが高いという説もある等さまざまな発言がありましたが、請願書が努力義務から法による規制への意向を求めているものであり、詳細の規制や罰則については請願をされていないものであることから詳細については国に一任することとし、当委員会としては出席者全員一致にて採択すべきものとし、国に対し意見書を提出すべきことと決しました。委員会における請願審査1件の審査結果は以上であります。ここに委員会における審議結果を報告し、全議員の賛同をいただきますようお願いするものであります。以上です。

○議長

ただいまの委員長報告に対し請願第18号、受動喫煙防止法に関する請願書について質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより請願第18号、受動喫煙防止法に関する請願書を採決いたします。お諮りいたします。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって請願第18号は委員長報告のとおり決しました。日程第7、議員提出議案の審議についてを議題といたします。初めに発議第1号、種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○局 長

(発議第1号 朗読)

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結します。これより発議第1号、種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出についてを採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 13人)

○議 長

起立多数です。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。次に発議第2号、受動喫煙防止法制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○局 長

(発議第2号 朗読)

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより発議第2号、受動喫煙防止法制定を求める意見書の提出についてを採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮

りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 13人)

○議 長

起立多数です。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。日程第8、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり閉会中の継続審査申出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により各委員長、申し出のとおり議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町 長

平成29年度第10回辰野町議会定例会におきまして、ご提案いたしました、19件の議案に対しまして、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。私にとりまして町長就任後初の定例会であり特に2日間にわたる一般質問は緊張の連続でありましたが、議員各位の温かい心遣いに助けられて無事終了できましたことに対し、厚く御礼申し上げます。引き続き新年度の予算編成に取り組みますが、未来への投資に繋がる予算編成を目指してまいります。議員各位におかれましては今年1年、町のため、町民の皆さんのためにご尽力をいただき感謝申し上げます。師走も後半、何かと気忙しくなりましたが、健康にご留意され、よい年をお迎えいただきますようご祈念申し上げます。閉会にあたっての挨拶といたします。本当にありがとうございました。

○議 長

以上で本日の会議を閉じます。これもちまして12月4日に開会いたしました、平成29年第10回辰野町議会定例会を閉会といたします。16日間にわたる長丁場、大変ご苦労様でした。

10. 閉会の時期

12月19日 午後 3時 6分 閉会

この議事録は、議会事務局長 赤羽裕治、庶務係長 田中香織の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 11番

署名議員 12番